

# 北山文化環境ゾーン未来構想委員会設置要綱

## (目 的)

第1条 北山地域が府民が憩い、やすらぐ場として、また、文化・環境・学術の交流・発信拠点となるよう、当該地域のグランドデザインを見据え、ゾーンの中核ともなる現総合資料館跡地等の有効活用を調査検討するため、「北山文化環境ゾーン未来構想委員会」を設置する。

## (検討事項)

第2条 次に掲げる事項について検討する。

- (1) 北山文化環境ゾーンの整備経過を踏まえた、今後の整備のあり方に関する事。
- (2) 府立総合資料館移転後の跡地等の活用に係る用途・整備手法に関する事。
- (3) その他必要な事項

## (組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる有識者をもって構成する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げないものとする。

## (委員長及び委員長代理の選任)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

3 委員長に事故ある時又は委員長が欠けたときは、委員の互選により代理者を定め、その職務を代行する。

## (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、主宰する。

2 委員長は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

## (秘密の保持)

第6条 委員会の構成員は、検討に当たり知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

## (庶務)

第7条 委員会の庶務は、京都府文化スポーツ部文化政策課において処理する。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月29日から施行する。

(別 表)

## 北山文化環境ゾーン未来構想委員会委員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 等
天 野 文 雄	京都造形芸術大学舞台芸術センター所長
木 下 博 夫	国立京都国際会館館長
佐々木 雅 幸	文化庁文化芸術創造都市推進室長
田 井 祥 文	北山街協同組合理事長
高 橋 信 也	森ビル株式会社顧問兼森美術館顧問
デービッド・アトキンソン	株式会社小西美術工藝社 代表取締役社長
中 野 淑 夫	公認会計士
並 木 誠 士	京都工芸繊維大学教授・美術工芸資料館長
羽 田 登	京都工芸美術作家協会理事長
門 内 輝 行	京都大学大学院工学研究科教授
事 務 局	文化スポーツ部文化政策課